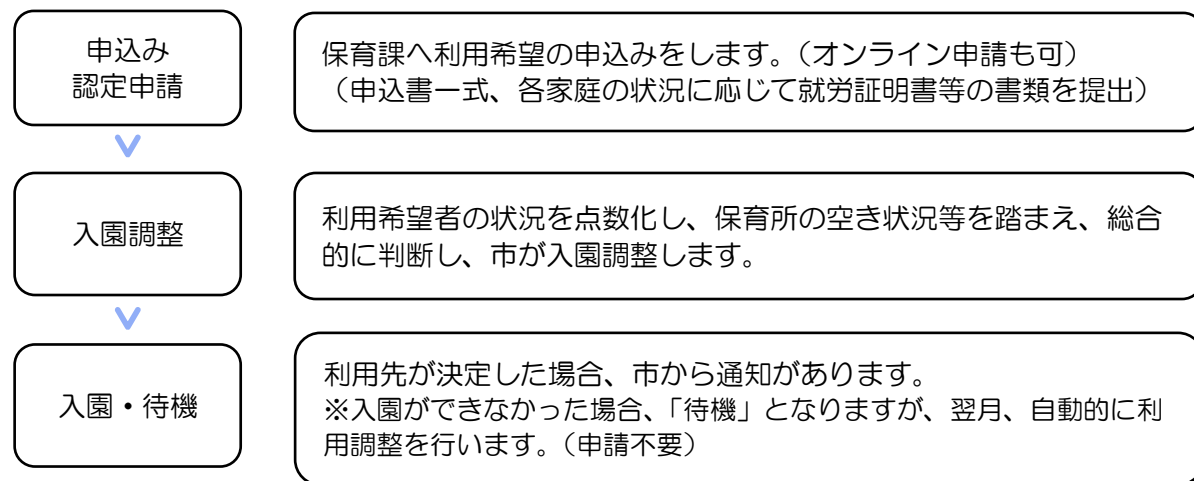


◆保育所等入園申込みについて（概要編）

■利用の手続き ～入園までの流れ～（詳細はP9～P10のフロー図を参照）



■「保育の必要性」

保育所等は、保護者が就労などにより、「家庭で子どもを保育できない場合」に限り、保護者に代わって保育を行う「児童福祉施設」です。保護者のいずれもが下表の①～⑧のいずれかの要件に該当することにより、「子どもの保育をすることができない」と認められた場合のみ、保育所等の入園申請及び利用ができます。「集団生活を経験させたい」等の要件では、保育施設等の利用はできません。

「保育を必要とする要件」

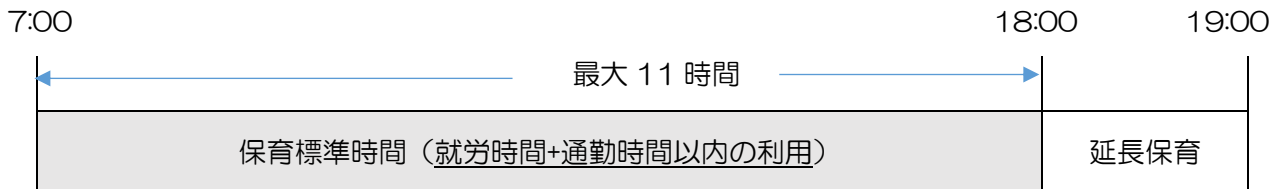
	保護者が保育を必要とする要件	認定の基準 (条件に満たない場合、申し込みできません)	利用可能期間 (期間終了後に退園)
①	就 労	月 64 時間以上の就労（ <u>休憩時間を除いて</u> 、1 日 4 時間以上、週 3 日以上、週 16 時間以上）	就労期間
②	求職活動 (起業準備)	月 64 時間以上の求職活動（原則、外出を伴い 1 日 4 時間以上、週 3 日以上、週 16 時間以上）	3 か月以内に①就労へ
③	出 産	出産のため保育にあたれない場合	出産（予定）日を基準として 産前産後 8 週の属する月
④	病気・障がい	入院・通院により保育ができない場合	該当期間
⑤	介護・看護	同居の親族が月 64 時間以上の介護・看護を必要とし、保育ができない場合	介護・看護期間
⑥	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	復旧に必要な期間
⑦	就 学	就職に必要な技能習得のため、月 64 時間以上、学校等（職業訓練校、専門学校、大学）に通学している場合	就学期間
⑧	その他	上記に類する状態として市が認める場合	保育が必要な期間

■「保育の必要量」

保護者が子どもの保育をすることができず、「保育の必要性」があると認められた場合、「保育を必要とする要件」に応じて、保育所等を利用できる時間を「**保育標準時間認定**」、「**保育短時間認定**」に区分します。

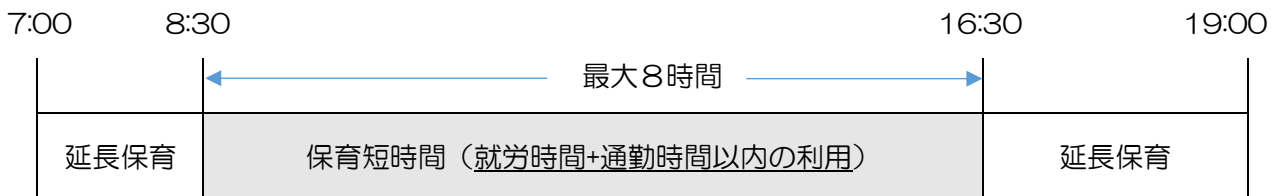
【保育標準時間認定】 （例）両親がフルタイムで就労（原則、月 120 時間以上の就労）

各施設の指定する最長 11 時間を通常の保育料で利用できます。



【保育短時間認定】 （例）母がフルタイム、父がパートで就労（父が月 120 時間未満の就労）

各施設の指定する最長 8 時間を通常の保育料で利用できます。



※保育施設の開所及び閉所時間、保育標準時間・短時間の対応時間は各施設で異なります（P 38 参照）。

※保育標準・短時間の認定は市で行いますが、実際の預かり時間は入園後に園と決めてください。

※延長保育を利用する場合は、別途書類の提出や延長料金がかかります。各園に問合せてください。

【保育を必要とする要件ごとの認定時間の区分】

「保育を必要とする要件」に応じた認定時間は以下のとおりです。

保育必要要件	保育標準時間	保育短時間
就 労	○ （休憩時間を除いて月 120 時間以上の就労）	○ （休憩時間を除いて月 64 時間以上 120 時間未満の就労）
求職活動	×	○（3か月以内に就労開始）
出 産	○	△（希望により可）
病気・障がい	○（提出書類に応じて認定）	
介護・看護		
災害復旧		
就 学	○（時間割等による）	○（時間割等による）
育児休業	×	○（育児休業終了まで）
その他	状況に応じて認定	

※保護者のいずれかが保育短時間の認定に該当する場合は、保育短時間の認定となります。